

6. 電子商取引における広告・表示とトラブル解決

電子商取引推進協議会 主席研究員 沢田 登志子

概要

インターネット広告の中で、消費者向け電子商取引(インターネット通販)における広告の問題に焦点を当てる。ネット通販は特定商取引法の通信販売に該当するので、その表示義務を順守する必要がある。また景品表示法との関係では、2002年6月、公正取引委員会が「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」を公表している。

ネット通販における広告は、契約申し込みの誘引と考えられる場合が多く、取引に関する重要な条件が記載されていることから、表示内容や方法が不明確であると、容易に取引トラブルに発展してしまう。今後の望ましいあり方を考える手がかりとして、電子商取引推進協議会(ECOM)ネットショッピング紛争相談室に寄せられた相談事例から、広告・表示の不明確さが原因で消費者とのトラブルになったケースを解決結果とともに紹介する。



さわだ としこ
沢田 登志子

学歴・職歴

- 1984年3月 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
- 1984年4月 通商産業省入省(大臣官房秘書課)
- 1988年4月 同省 産業政策局産業資金課
- 1992年4月 同省 貿易局長期貿易保険課
- 1996年6月 基盤技術研究促進センター融資部
- 1998年6月 通商産業省商務流通グループ商政課
- 2001年1月 経済産業研究所研究部
- 2001年4月 広報企画室長
- 2002年1月 広報企画ディレクター
- 2003年3月 経済産業省および経済産業研究所退職
- 2003年4月 電子商取引推進協議会主席研究員(ADR担当)(現職)